

苫小牧市公共工事環境配慮指針（第9版）

平成15年3月24日（制定）
平成29年4月1日（改訂）

1 目的

本方針は、本市が公共工事を実施するにあたり、環境に配慮した資材、建設機械、工法等（以下「資材等」という。）の使用に率先して取組むことで、公共工事により生じる環境負荷の低減を図るとともに、地域社会への波及効果により循環型社会の形成の一助になることを目的とする。

2 対象組織

表に掲げる課とする。

対象組織	
都市建設部	道路河川課
	道路維持課
	緑地公園課
	建築課
	設備課
上下水道部	水道整備課
	水道管理課
	下水道計画課
	下水道建設課

3 対象工事

当該年度に完了した予定価格130万円を超える工事とする。（契約課発注工事）

4 公共工事環境配慮品目リストの作成

環境保全課は、毎年度、国が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」の内容等を参考に、必要に応じて対象組織と協議の上、「公共工事環境配慮重点品目リスト（報告対象）」（様式1）及び「公共工事環境配慮推奨品目リスト（非報告対象）」（様式2）を作成し、対象組織の所属長に通知する。

5 環境に配慮した公共工事の実施

所属長は、公共工事の実施にあたっては、「公共工事環境配慮重点品目リスト（報告対象）」（様式1）及び「公共工事環境配慮推奨品目リスト（非報告対象）」（様式2）に該当する資材等を使用するよう努める。

6 環境配慮品目の使用数量把握と公表

- (1) 所属長は、毎年度、完了した公共工事について「公共工事環境配慮重点品目リスト（報告対象）」（様式1）に該当する環境配慮品目の使用状況を調査し、その結果を「公共工事環境配慮実績報告書」（様式3）にまとめ、5月末日までに環境保全課に提出する。なお、工事が複数年度に渡る場合は、完了時の年度へ算入するものとする。
- (2) 環境保全課は、本市全体の使用実績についてホームページ等を通じ公表する。